

熊本で誰かが愛した家 次はあなたのために



※中古住宅イメージ

居住誘導区域外から区域内へ転居する
子育て世帯・若者夫婦世帯の
中古住宅購入に
最大**30**万円！



詳しくは
裏面へ

お問い合わせは

熊本市ホームページはこちら⇒

熊本市 住宅政策課 住宅政策班 TEL096-328-2438

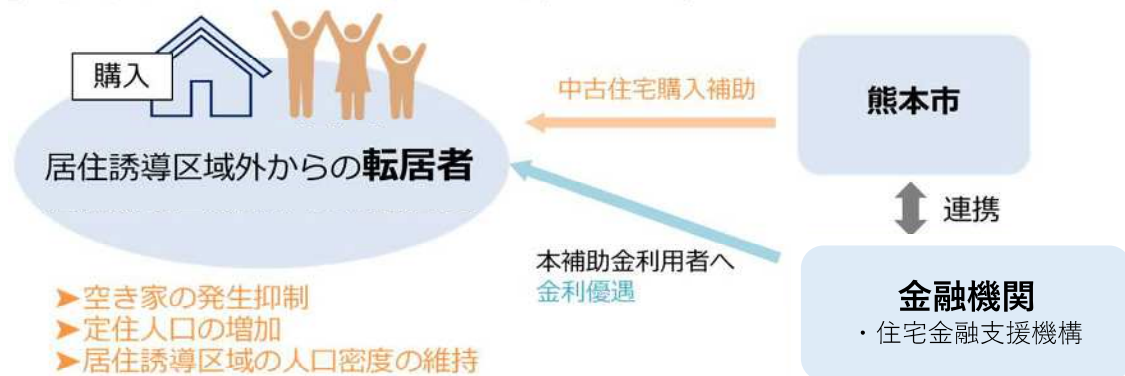


「熊本市 移住者及び転居者向け中古住宅購入補助金」

1. 事業内容

空き家の発生抑制及び定住人口の増加に向けて、居住誘導区域外から居住誘導区域内へ転居される子育て世帯・若者夫婦世帯の方に対し、中古住宅を購入する費用を一部補助します。

【事業イメージ】



2. 補助の対象になる方（以下の条件すべて）

(1) 1年以上継続して本市の居住誘導区域以外の区域に居住している者で居住誘導区域内の中古住宅の購入を希望するものであり、次に掲げる事項のいずれかに該当するものであること

ア 子育て世帯を構成する方。

※補助金の交付申請をする年度の4月1日時点において18歳未満の子どもを含む世帯をいう。

イ 若者夫婦世帯を構成する方。

※補助金の交付申請をする年度の4月1日時点においていずれかが39歳以下である夫婦を含む世帯をいう。

※居住誘導区域とは

一定のエリアに人口密度を維持する区域として熊本市立地適正化計画において定められた区域です。

「熊本市地図情報サービス」で確認できます。



(2) 購入する中古住宅への転入又は転居後2年以上継続して、当該住宅を生活の本拠として居住する意思があること。

3. 補助の対象となる住宅（以下の条件すべて）

(1) 補助金の交付を決定する前に中古住宅の売買契約を締結していないこと。

(2) 災害リスクが高い区域※に存するものでないこと。

(3) 自己居住のために購入するものであること。

(4) 購入する中古住宅の所有権を全て取得すること。（土地は除く）

(5) 建築後2年以上経過して過去に人が住んだことがあること。

※災害リスクが高い区域とは

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

「熊本県土砂災害情報マップ」で確認できます。



4. 補助金額

中古住宅の購入代金（土地の購入代金を除く）の2分の1の額とし、**30万円**を限度とする。

5. 手続きの流れ

補助金交付申請書を住宅政策課へ提出し、補助金交付決定通知を受けた後、中古住宅購入に関する契約を締結してください。申請等は原則、電子申請（Logoフォーム）にてお願いいたします。電子申請が難しい方は裏面のお問合せ先にご連絡をお願いします。詳細は熊本市のホームページでご確認ください。

6. 住宅ローンの金利引下げについて

本補助金を利用される方は、以下の各金融機関が提供する住宅ローン商品で金利の引下げを受けることができます。

◆住宅金融支援機構【フラット35】の借入金利から0.5%（当初5年間）の引下げ（令和6年6月1日より）

※詳細は【フラット35】取扱金融機関にお尋ねください。